

1. 基本的事項

1-1 2019年度改定時の計画の背景

産業革命以降、人間は石油や石炭などの化石燃料を燃やしてエネルギーを取り出し、経済を成長させてきました。その結果、大気中の二酸化炭素（CO₂）濃度は、産業革命前に比べて大きく増加しました。

地球温暖化とは、この二酸化炭素等の温室効果ガスが大量に排出されて、大気中の濃度が高まり熱の吸収が増えた結果、地球全体の平均気温が上昇することです。過去50年の気温の上昇は、自然の変動ではなく、人間活動によるものと考えられています。

地球温暖化問題は、その予想される影響の大きさや深刻さから、人類の生存基盤に関する安全保障の問題と認識され、最も重要な環境問題の一つとされています。既に世界的にも平均気温の上昇、雪氷の融解、海面水位の上昇が観測されているほか、我が国においても平均気温の上昇、暴風、台風等による被害、農作物や生態系への影響等が観測されています。

地球温暖化対策を巡っては、2015（平成27）年末に、フランス・パリにおいて国連気候変動枠組条約第21回締約国会議（COP21）が開催され、国際的な合意文書となる「パリ協定」が採択されました。この協定は、「世界の平均気温上昇を産業革命以前に比べて2度より十分低く保つとともに、1.5度に抑える努力を追求すること」という全体目標に向け、世界全体で今世紀後半には、人間活動による温室効果ガス排出量を実質的にゼロにするという方向を打ち出しました。この国際枠組みは、先進国、発展途上国を問わず、全ての国が参加し、世界全体の気候変動対策を、今後継続的に強化し続けていく方向が明確に示されるなど、画期的なものとなりました。これを受け、我が国では地球温暖化対策の総合的かつ計画的な推進を図るため、政府が地球温暖化対策推進法に基づいて策定する、「地球温暖化対策計画」を2016（平成28）年5月に閣議決定しました。この計画の中で、2015（平成27）年7月に国連に提出した、温室効果ガスの排出量を2030年度に2013年度比26.0%減の水準にするという「日本の約束草案」で示した中期削減目標が掲げられ、目標達成に向けた様々な施策を着実に実行していくこととしました。

1-2 2023年度計画見直しの背景

「パリ協定」で示された目標に加えて、国連気候変動に関する政府間パネル（IPCC）の「IPCC1.5度特別報告書」では、「産業革命以降の温度上昇を1.5度以内におさえるという努力目標を達成するためには、2050年近辺までのカーボンニュートラルが必要」と報告されています。

こうした背景と、各国の野心的な目標の引き上げなどの気運から、我が国では2020年（令和2年）10月に行われた菅総理（当時）の所信表明演説で2050年カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指すことを宣言しました。

新潟市（以下、「本市」という。）も気候変動に伴う自然災害が顕著となる中、災害リスクの低減に、より一層取組むことが重要との考えから、2020年（令和2年）12月、2050年までに温室効果ガス排出量を実質ゼロとする「ゼロカーボンシティ」の実現を目

指すことを表明しています。

ゼロカーボンシティの実現に向けて、2019（令和元）年度の計画改定時に定めた「温室効果ガス排出量を、2030年度までに2013年度比で31%削減する」目標のさらなる引き上げと、目標を達成するための取組みの追加が必要です。

2021年（令和3年）10月に閣議決定された「地球温暖化対策計画」では地方公共団体の事務事業が含まれる業務その他部門において、「2030年度においてエネルギー起源二酸化炭素の排出量を2013年度比で51%削減する」という目標が掲げられました。また、政府の各行政機関が行う事務事業における目標を定めた「政府がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の削減等のため実行すべき措置について定める計画（以下、「政府実行計画」という。）」も併せて決定され、「2030年度までに温室効果ガス排出量を2013年度比で50%削減する」ことが示されました。

地方公共団体は地球温暖化対策計画に即し、自ら率先的な取組みを行うことにより、区域の事業者・住民の模範となることを目指すこと、政府実行計画の趣旨を踏まえた率先的な取組みを行うことが期待されています。

1-3 計画の意義

本市では自然と人間との共生、環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会の構築と地球環境保全の積極的推進を基本理念とした「新潟市環境基本条例」を制定しています。この条例に基づく「新潟市環境基本計画」により、環境行政を総合的・計画的に実施するとともに、市役所自らが大規模な事業者であることを認識し、率先して地球温暖化対策を推進するため、2000（平成12）年11月に「新潟市地球温暖化対策実行計画（市役所率先実行版）（以下、「実行計画」という。）」を策定し、事務事業活動に伴う環境への負荷の低減を図ってきました。

その後、第4期実行計画まで策定し、各計画期間で定めた目標に向か、温室効果ガスの排出削減に努めてきました。

一方、2008（平成20）年には、本市域からの温室効果ガスの排出を総合的に削減する「新潟市地球温暖化対策実行計画（地域推進版）（以下、「地域版実行計画」という。）」を策定し、市域から排出される温室効果ガスの削減を推進しています。また、2013（平成25）年3月には、政府より「環境モデル都市^{※1}」に選定され、低炭素社会の構築を目指し、市域の温室効果ガス削減に向けた取組みを推進してきました。

2019（令和元）年度には本実行計画及び地域版実行計画を改定し、2019（令和元）～2024年度を計画期間として取組みを進めてきましたが、ゼロカーボンシティの実現に向けてさらなる取組みを行うべく、2023（令和5）年度に両計画の一部を見直しています。

実行計画に基づく温室効果ガス排出量の削減による効果は、地球温暖化対策への貢献といった環境面だけでなく、さまざまな面に波及します。新潟市の事務事業における温室効果ガスの排出量の多くは、施設や設備の使用により発生します。とりわけ施設の新築・改修等の際に低炭素化を図ることで、ランニングコスト（光熱水費等）の削減、施設のライフサイクルにおけるトータルコストの削減が期待できます。また、全般的に電気、燃料、水等の使用量、廃棄物の発生抑制に努めることは、事務経費の節減につなが

ります。さらに、本市が率先して温室効果ガス排出量削減に取り組み、課題や効果などについて具体的な知見を蓄積し、市民や事業者に効果的な情報提供を行うことで、市域全体における温室効果ガス排出量の削減への機運を高めることが期待されます。

本実行計画に基づく取組みを、全庁一体となり不斷に実施することで、本市の低炭素社会の形成に向けて市民や事業者に展開し、市域における温室効果ガス排出量の削減を推進していくことを目指します。

*¹環境モデル都市：温室効果ガスの大幅な削減など、低炭素社会の実現に向け、高い目標を掲げて先駆的な取組みにチャレンジする都市で、政府が認定するもの。

1-4 計画の位置付け

本実行計画は、「地球温暖化対策の推進に関する法律（以下、「温対法」という。）」第21条第1項で地方公共団体に策定が義務付けられた法定計画であり、本市の事務・事業に関し、温室効果ガスの排出抑制等を率先実行するため、必要な措置に関する計画として策定するものです。

1-5 基準年度と計画の期間

本実行計画は、国の「地球温暖化対策計画」に即し、基準年度を2013（平成25）年度としました。目標年度については、国の中期削減目標年度である2030年度を、本実行計画の最終目標年度として新たに設定し、その中間となる2024年度を第5期実行計画の目標年度としました。

基 準 年 度：2013 年度

第5期計画期間：2019年度から2024年度（6年間）

最終目標年度は2030年

1-6 対象範囲と温室効果ガス

(1) 対象とする事務・事業の範囲

本実行計画の対象範囲は本市のすべての事務・事業並びに所属・機関及び職員とします。

表 1-1 本実行計画の対象範囲

部 門		対象施設等
事務	直営施設	庁舎（本庁、各区役所、出張所、連絡所等） 文化施設、スポーツ施設、福祉施設、観光施設 保健所、消防署、公民館、図書館、給食センター等
	指定管理施設	市が指定管理者制度により管理委託した施設
事業	清掃	清掃センター、処分場、し尿処理場等
	下水	下水処理場、ポンプ場等
	上水	浄水場、配水場、ポンプ場等
	病院	市民病院
	学校	幼稚園、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校

ただし、市が主に出資している法人等の組織及び施設における事務・事業は除く

(2) 対象とする温室効果ガス及び排出行為

温対法第2条第3項に規定されている7種類のガスのうち、次の温室効果ガスを対象とします。

表 1-2 本実行計画で算定対象とする温室効果ガスと排出行為

対象ガス	主な排出行為
エネルギー起源二酸化炭素 (CO ₂)	・燃料（都市ガスやガソリン等の使用） ・電気の使用
非エネルギー起源二酸化炭素 (CO ₂)	・一般廃棄物に含まれるプラスチックごみの焼却
メタン (CH ₄)	・自動車の走行 ・下水またはし尿の処理 ・一般廃棄物の焼却
一酸化二窒素 (N ₂ O)	・自動車の走行 ・笑気ガス（麻酔剤）の使用 ・下水またはし尿の処理 ・一般廃棄物の焼却
ハイドロフルオロカーボン (HFC)	・カーエアコンの使用
六ふつ化硫黄 (SF ₆)	・SF ₆ が封入された電気機械器具の使用

注) 算定対象ガスとして、温対法第2条第3項において規定されているパーカーフルオロカーボン類 (PFC) は、本市の事務事業から発生する可能性が極めて低いため、算定の対象外とします。また、三ふつ化窒素 (NF₃) は温対法における算定対象に含まれません。